

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日の翌日)

目次

- ◇ 告示 保険医療機関等の指定
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 子宮がん集団検診に係る検診料の徴収事務の委託
- 土地改良事業計画等の変更の適否の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定(四件)
- 土地収用法による土地の立入り
- ◇ 選管告示 鳥取県議会議員補欠選挙における立会演説会の開催計画に関する意見の聴取
選挙管理委員会の招集
- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞

告示

鳥取県告示第三百十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
森齒科診療所	鳥取市寿町五五一	昭和五十三年二月一日
榑網浜薬品	鳥取市今町一丁目一〇一	"
福本薬局	鳥取市末広温泉町一五九	"
あかね薬局	米子市上福原一六〇三	"
吉田一陽堂駅前薬局	鳥取市栄町七一〇	昭和五十三年一月二十日

鳥取県告示第三百三十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第

三百六十三号) 第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
吉田一陽堂駅前薬局	鳥取市栄町七一〇	昭和五十三年一月二十日
あかね薬局	米子市上福原一六〇三	昭和五十三年二月一日

鳥取県告示第百三十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
吉田一陽堂駅前薬局	鳥取市栄町七一〇	全国	昭和五十三年一月二十日
あかね薬局	米子市上福原一六〇三	〃	昭和五十三年二月一日

鳥取県告示第百三十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)第二条に規定する使用料のうち子宮がん検診車で実施する子宮がん集団検診に係る検診料の徴収の事務を財団法人鳥取県保健事業団に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十四号

昭和五十二年十二月十四日付けで東伯郡東伯町大字徳万五五八番地の一農事組合法人公文果樹生産組合ほか十五人の者から申請のあった共同で行う土地改良事業の事業計画及び規約の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条の二第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書願
- 土地改良事業変更計画書及び変更規約の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十五号

昭和五十二年八月十一日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（小沢見地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十六号

昭和五十二年十二月二十日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（長郷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十七号

昭和五十二年十二月二十日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（銀山地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十八号

昭和五十二年十二月二十日付けで岩美町から申請のあった土地改良(岩常地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りを許可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線新山陰幹線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡日野町大字津地、大字安原、大字本郷、大字榎市、大字別所、大字濁谷及び大字門谷並びに同郡溝口町大字福居、大字焼杉、大字畑地及び大字福岡地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十三年二月十四日から昭和五十四年二月十三日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

鳥取県議会議員立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）第三条第三項の規定に基づき、昭和五十三年三月十九日執行予定の鳥取県議会議員補欠選挙における立会演説会の開催計画に關して意見を聴くので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和五十三年二月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 鳥取市選挙区

- 1 日時 昭和五十三年二月十七日（金） 午前十時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第四応接室

二 米子市選挙区

- 1 日時 昭和五十三年二月十六日（木） 午前十一時
- 2 場所 米子市中町二〇番地 米子市役所第三会議室

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和五十三年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十三年二月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一日時 昭和五十三年二月十七日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第四応接室
- 三 議題 鳥取県知事選挙及びこれと同時に進行鳥取県議会議員補欠選挙について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年二月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十三年二月二十三日午前十一時三十分から

鳥取県警察本体内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市瓦町四一一番地 木下孝野